

# 公益社団法人 和歌山県労働者福祉協議会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会(以下「法人」と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、労働者の福祉活動に関する事業を行い、もって労働者の経済的文化的地位向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働者のための社会保障制度の確立・国及び地方自治体等に対する公的福祉要求に関する事項
  - (2) 労働者が自主的に設立した福祉事業の発展強化に関する事業
  - (3) 労働者の能力の開発及び就労並びに就学支援に関する事項
  - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、和歌山県において行うものとする。

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した団体

- (2) 準 会 員 前号に掲げるものを除き、この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをしその承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) その法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散したとき。個人の賛助会員の場合は死亡したとき

## 第4章 会員総会

(構 成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年の事業年度末から3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の決議権の10分の1以上の決議権を有する正会員は、会員に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

（議 長）

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

（議 決 権）

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決 議）

第17条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の2分の1以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

- (5) 不可欠特定財産の処分の承認
  - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及びこの総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
  - (2) 監事 5名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係ある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の役員には、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会で別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会のあったものとみなす。

### (議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (基本財産)

第32条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、会員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

(株式関係)

第 33 条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般に閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

を記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併による法人消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附 則



- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は村上正次とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別 表 : 基本財産 (第32条関係)

財 産 種 別	場 所・数 量
定期預金	近畿労働金庫・和歌山支店 184,849,295円
出 資 金	近畿労働金庫・和歌山支店 50,580,000円

平成23年 (2011年) 5月 16日	一部改正・同時施行
平成24年 (2012年) 5月 15日	一部改正・同時施行
平成25年 (2013年) 5月 30日	一部改正・同時施行
平成26年 (2014年) 6月 16日	一部改正・同時施行
平成27年 (2015年) 6月 16日	一部改正・同時施行
平成28年 (2016年) 6月 16日	一部改正・同時施行
令和 2年 (2020年) 6月 12日	一部改正・同時施行